

請願第12号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の提出につ
いての請願

提出年月日 令和7年（2025年）2月17日

請 願 者 宝塚市湯本町4-4

新日本婦人の会宝塚支部

支部長 甲 斐 明 美

紹 介 議 員 宝塚市議会議員 みとみ 智恵子

同 北 野 聡 子

同 大 島 淡紅子

同 寺 本 早 苗

同 川 口 じゅん

請願の趣旨

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられている人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、女性に多大な負担となっています。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、本人であることを疑われるなど、さまざまな事務手続きの煩雑さがあります。働く女性にとっては改姓により「キャリアが中断される」との声も切実で、通称使用の拡大では根本的解決になりません。

国連女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓を義務づける民法750条は、「差別的規定」にあたるとして、2003年以降繰り返し、その改正を勧告してきました。

2024年10月には、再び「2年以内に実施状況の報告」を求めています。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを「選択」できるようにするもので、従来どおり同姓を選ぶことに制約が発生することは無く、誰も強制されることのないしくみです。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっています。2024年6月には、日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表しました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。

以上、下記項目について、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、法務大臣な

ど関係大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう、お願いいたします。

請願の項目

- 1 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書を、国に提出することを求めます。